

# 議案第 8 1 号

## 鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(3) 法人の事業税	略	略
	イ 法第72条の25第13項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法	略

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(3) 法人の事業税	略	略
	イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法	略

	第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	
	略	
略		

2～5 略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)及び(3)	略	
に掲げる事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げ	略

	第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	
	略	
略		

2～5 略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)に掲げる	略	
事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げ	略

る法人、特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同

る法人、特別法人（法第72条の24の7第5項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同

じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。)

(2) 電気供給業  
((3)に掲げる事業を除く。)、ガス

収入割額

じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(次条第1項の表において「外形標準課税対象外法人」という。)

(2) 電気供給業、  
ガス供給業(ガス  
事業法(昭和29年

収入割額

供給業（法第72条  
の2第1項第2号  
に規定するガス供  
給業をいう。以下  
この節において同  
じ。）及び保険業  
（貿易保険の事業  
を含む。以下この  
節において同  
じ。）

法律第51号）第2  
条第5項に規定す  
る一般ガス導管事  
業及び同条第7項  
に規定する特定ガ  
ス導管事業以外の  
もののうち、同条  
第10項に規定する  
ガス製造事業者及  
び電気事業法等の  
一部を改正する等  
の法律（平成27年  
法律第47号）附則  
第22条第1項に規  
定する旧一般ガス  
みなしガス小売事

業者（同項の義務を負う者に限る。）

以外の者が行うものを除く。以下こ

の節において同じ。）及び保険業

（貿易保険の事業を含む。以下この

節において同じ。）

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以

ア 外形標準課税対象法人

収入割額、付加価値割額及び資本割額の

下この節において 同じ。)及び発電 事業等(同号に規 定する発電事業等 をいう。以下この 節において同 じ。)		合算額
	イ 外形標準課税対象外法 人	収入割 額及び 所得割 額の合 算額

--	--

2～5 略

2～5 略

(法人の事業税の課税標準)

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものによる。

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業		課税標準	
(1)	(2)に掲	外形標準課税	付加価値割 各事業年度の



- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

げる事業以外の事業	対象法人		付加価値額
		資本割	各事業年度の資本金等の額
		所得割	各事業年度の所得
	外形標準課税対象外法人	所得割	各事業年度の所得
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	収入割		各事業年度の収入金額

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略		
(2) 電気供給業((3)に掲げる事	電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を	各事業年度の収入金額	100分の1

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略		
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の1

業を除く。)、ガス供給業及び保険業

除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人

保険業

(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。)	各事業年度の収入金額	100分の0.75
	外形標準課税対象法人(受託法人に限る。)	各事業年度の付加価値額	100分の0.37
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.15
		各事業年度の収入金額	100分の0.75
	外形標準課税対象外法人	各事業年度の収入金額	100分の0.75

	各事業年度の	100分の
	所得の金額	1.85

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	各事業年度の 収入金額	100分の1
(3) 電気供給業のうち小売電	各事業年度の	100分の


3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	各事業年度の 収入金額	100分の1

気事業等及び発電事業等	収入金額	0.75
	各事業年度の	100分の
	所得の金額	1.85

--	--	--

5 略

5 略

(法人の事業税の申告納付)

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第13項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略

略

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する)

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する)

る申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第11項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

る申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第11項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の申告納付）

第120条 略

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第9項又は第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の申告納付）

第120条 略

2 前項の申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第74条の6第3項に規定する書類

(2)・(3) 略

3～5 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規

2 前項の申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第74条の6第2項に規定する書類

(2)・(3) 略

3～5 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手

(4) 国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの



定する国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの  
(以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。)に参加する  
プロゴルファー以外の選手(国民体育大会に準ずる競技会の競  
技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練  
習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。)

2・3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課  
さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっ  
ては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業に  
おいて専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動(当  
該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実

(以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。)に参加する  
プロゴルファー以外の選手(国民体育大会に準ずる競技会の競  
技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練  
習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。)

2・3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課  
さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっ  
ては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業に  
おいて専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動(当  
該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実

習を行うためのものに限る。)の用に供するもの

ア～ウ 略

エ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7)～(11) 略

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、  
法第171条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

習を行うためのものに限る。)の用に供するもの

ア～ウ 略

エ 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7)～(11) 略

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、  
法第170条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後

(延滞金の割合の特例)

第10条 当分の間、前条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

改 正 前

(延滞金の割合の特例)

第10条 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中の延滞金に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前条第 1項	年14.6パーセントの割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
	税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は年7.3パーセント	税額（同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額を除く。）にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合）とし、同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額にあっては、それぞれ

2 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

		同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合
前条第2項	年14.6パーセント	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
	年7.3パーセント)の割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合))

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例</p>	<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例</p>

(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。

(1) 略

(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

(3)～(8) 略

2～4 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納

(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。

(1) 略

(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額(第20条第13号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。)の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

(3)～(8) 略

2～4 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納

入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

（１）法人 の県民税	略	
	イ 法第53条第1項、第2項又は <u>第31項</u> の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
	ウ 法第53条第1項、第2項又は <u>第31項</u> の申告	略

入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

（１）法人 の県民税	略	
	イ 法第53条第1項、第2項、 <u>第4項</u> 又は <u>第19項</u> の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
	ウ 法第53条第1項、第2項、 <u>第4項</u> 又は <u>第19項</u>	略



書でその提出期限後に提出したものに係る税額		<u>項</u> の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	
エ <u>法第53条第34項</u> の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（ <u>法第53条第35項</u> の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月	エ <u>法第53条第22項</u> の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（ <u>法第53条第23項</u> の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月

		を経過する日までの期間				を経過する日までの期間
オ	法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額	当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間		オ	法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額	当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間
				カ	法人税法第81条の24第1項の規定により提	当該連結法人税額の課税標準の算定



略		

2～5 略

(延滞金の割合の特例)

第10条 略

2 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及び同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

	額	
略		

2～5 略

(延滞金の割合の特例)

第10条 略

2 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

れ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 資本金等の額 法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。

(14) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

れ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 個別帰属法人税額 法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。

(14) 資本金等の額 法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。

(15) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

3 略

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

（法人の県民税の申告納付）

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条

3 略

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

（法人の県民税の申告納付）

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同

第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第31項及び第35項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定により申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から6月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第

条第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第4項、第19項及び第23項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第

144条の3第1項に係る部分に限る。)又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

4 特定法人(法第53条第56項に規定する特定法人をいう。)である内国法人(法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。)は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第55項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第55項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

(法人の県民税の徴収猶予の申請)

第45条の2 法人の県民税の納税義務者は、法第55条の2第1項の規定により徴収猶予を申請する場合には、法第55条の2第6項の

53条第2項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

4 特定法人(法第53条第47項に規定する特定法人をいう。)である内国法人(法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。)は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

(法人の県民税の徴収猶予の申請)

第45条の2 法人の県民税の納税義務者は、法第55条の2第1項又は法第55条の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合に



施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略

(法人の区分経理の義務)

第56条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の施行令で定

は、法第55条の2第6項又は法第55条の4第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略

(法人の区分経理の義務)

第56条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の施行令で定

めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。)で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

## 2 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない

めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。)で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

## 2 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない

い。

法人	期間
略	
(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度の開始の日から <u>6月経過日</u> （法第72条の26第1項に規定する6月経過日をいう。）から2月以内の期間
略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定により申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人

い。

法人	期間
略	
(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度の開始の日から <u>6月を経過した日</u> から2月以内の期間
略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る

税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき (当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人(同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。)) である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係(第62条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人(第62条第4項において「連結親法人」という。)が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第61条の3 略

2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の39の2第1項の規定により徴収猶予を申請する場合には、法第72条の39の2第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(新設法人等の届出)

第62条 略

2・3 略

第61条の3 略

2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の39の2第1項又は法第72条の39の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、法第72条の39の2第6項又は法第72条の39の4第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(新設法人等の届出)

第62条 略

2・3 略

4 法人税法第4条の2の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の名称及び事務所又は事業所の所在地（当該法人が連結親法人である場合にあっては、その旨）を知事に届け出なければならない。

5 法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第

4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人は、同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされた日又は同法第4条の5第3項の承認を受けた日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。</p>	<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式によって、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。</p>

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

(4) 略

2 略

（種別割の賦課徴収に関する申告）

第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 略

2 略

（種別割の賦課徴収に関する申告）

第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第137条及び第137条の15の改正規定 公布の日
- (2) 第2条、次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条、附則第4条並びに附則第5条第2項及び第3項の規定 令和4年4月1日
- (4) 第4条の規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（次条において「3年新条例」という。）第10条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

第3条 3年新条例第23条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1条第3



号に掲げる規定の施行の日（以下「4年新条例施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が4年新条例施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の県民税について適用する。

- 2 4年新条例施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の県民税及び4年新条例施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した連結事業年度を含む。）に係る法人の県民税については、第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（法人の事業税に関する経過措置）

第5条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、4年新条例施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 3 4年新条例施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る

法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第6条 施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第127条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

(規則への委任)

第7条 第201回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。